

第60版（2019年版）の重要な変更点および改定点

IATA危険物規則書第60版は、IATA危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）によって採択された変更点だけでなく、ICAO技術指針（ICAO Technical Instructions）2019 – 2020年版の内容を進展させる中でICAO危険物パネル（ICAO Dangerous goods Panel）によりなされたすべての改定点を網羅している。

以下のリストは本60版に取り入れられた主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

一般

60版のいたるところで危険性“risk”の語が“hazard”に変更されている多くの例があり、例えば副次危険性“subsidiary risk”は現在“subsidiary hazard”となっている。この変更は、安全管理システム（safety management system）（SMS）に従った“risk”の意味に整合する“risk”という用語の正しい使用法を反映するためになされたものである。SMSでは、safety riskとは「hazardの帰結または結果について予測される可能性および重大性」と定義されている。

1 — 適用（Applicability）

1.5 — 教育訓練要件

1.5.0.3 — 更新教育における3か月という「期間」（“window”）と前回教育終了期限の適用についての説明を提供するため例が追加された。

2 — 制限（Limitations）

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物（Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew）

2.3.0 — その品目を叙述する2.3の最も適切な品目名が使用されなければならないこと、および、物品が複数の危険物の品目を含む場合すべての適用される規定に合致しなければならないことを明確にするため新しい文章が導入された。加えて、2.3.0.5では、旅客の持ち込み手荷物が客室に収納できない場合、運航者が旅客に持ち込み手荷物の品目は受託手荷物として禁止されている危険物を含んでいないことを確認することを要求している。

2.3.0.8 — 治療の結果として体内にある放射性医薬品や小売り用に包装された省エネ型ランプは本規則の適用を受けないことを明確にした。この結果、適用されていた規定は2.3および表2.3.Aから削除された。

2.3.2.2、2.3.2.3および2.3.2.4 — 電池駆動の移動補助機器に適用される規定は航空機への搭載要件を平易かつ標準化するため修正された。航空機内では運航者は移動補助機器が適切に固定され手荷物や貨物からの損傷に対し保護されていることを確実にするための責任を負っている。リチウムイオン電池駆動の移動補助機器に付けられていた「折り畳み式」（“collapsible”）という用語は削除された。

2.8 — 政府および運航者例外規定（Operator Variations）

政府および運航者から提出された例外規定に多くの追加、削除および改定がある。

3 — 分類（Classification）

3.5.1.2.2 — 硝酸アンモニウム肥料の分類が明確化された。

3.6.2.6 — 感染した動物の物質（infected animal material）の分類が削除された。

3.8 — 腐食性物質の分類の規定、特に混合物の包装等級の割り当ての規定に重要な変更がなされた。これらの変更は、第8分類の輸送上の分類規定を供給と使用の分類規定により良く整合させるための国連小委員会とGHS小委員会の作業を反映したものである。

3.9.2.6 — (f)リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池からなるハイブリッドリチウム組電池を対象として新規の分類基準が追加された。(g)リチウム単電池または組電池製造業者とその販売業者は、UN 38.3で規定された試験結果の要約を2020年1月1日発効以降、利用可能にしなければならない。

3.11.4 — エネルギー値が高い物質のサンプルの新規分類基準が追加された。

3.12 — 危険物を含むその他の（n.o.s.）物品の分類のための新規の規定。この規定は、物品に不可欠な要素である危険物の種類または量が、UN 3363で許容された範囲を超えている物品の分類を対象としている。

4 — 識別 (Identification)

4.2 — 危険物リスト

危険物リストの改定は以下を含んでいる。

- UN 3537からUN 3548までの12の新規の国連番号の追加。第2分類、第3分類、第4分類、第5分類、第8分類および区分6.1の危険物を含む物品に割り当てられる。
- UN 3316 Chemical kitおよびFirst aid kitの品目名は包装等級ⅡとⅢという言及が削除されたという修正。荷送人は特別規定A44で明確に規定されているようにキットの中の最も厳しい包装等級に基づく適切な包装等級を割り当てなければならない。
- UN 3302 2-dimethylaminoethyl acrylateに“stabilized”（安定化されたもの）を追記
- ジシラン（Disilane）にID 8001の割り当て。これは、国連小委員会が自然発火性ガスに対する現行規則における差異を取り上げるまでの仮の品目番号（プレースホルダー）（placeholder）として割り当てた。Disilaneという品目名は、これが完全に輸送禁止ということを確認している。
- 新規品目名、UN 3536 Lithium batteries installed in cargo transport unitの追加。この品目名はリチウム電池が組み込まれた、複合輸送コンテナ、大型な固定式電池として機能する電池管理システムおよび他の電子装置を対象とするものである。
- リチウム電池の品目のN欄に示される緊急時の対応コード、ERGが“9FZ”から“12FZ”に変更となった。これは、リチウム電池の固有の危険性は“9—いかなる一般的な固有の危険性も有さない”ではないことを明確にしたICAO DGPにより合意された変更を反映したもので、新規の対応手順番号“12—火炎、熱、煙、毒性および引火性蒸気”が採択された。
- 新規品目名、UN 3535 Toxic solid, flammable, inorganic, n.o.s.★の追加

4.4 — 特別規定 (Special Provisions)

特別規定の改定は以下を含んでいる。

- Vehicleに割り当てられたA67、A134、A203およびA207はすべて“not used”となり代わりにA214を割り当て
- 使用不能または破損したタイヤの組み立て品を例外とする最大ゲージ圧についての参照を含めるためA59を修正
- 包装基準872の防漏型電池の分類の試験要件を含めるためA67を修正
- 硝酸アンモニウム肥料（ammonium nitrate fertilizers）の分類を明確にするためA79とA90を修正しA89を“not used”とする変更
- UN 3363 Dangerous Goods in apparatusまたはDangerous goods in machineryの危険物の量が包装基準962の許容量を超える場合の輸送に対応するためにA107を修正
- 発地国、到着国および運航者の属する国の当局の認可により、リチウム金属またはリチウムイオン電池を貨物として旅客機での輸送を許可する規定を含めるためA201を修正

新規特別規定は次の通り

- A213—リチウム金属単電池およびリチウムイオン単電池からなるハイブリッドリチウム電池は、UN 3090またはUN 3091に割り当てなければならないが、またSection IIに割り当てられる場合に適用される制限量を明確にした。
- A334—A201の特別規定で規定されたような認可に基づき出荷されるリチウム電池に適用される条件を明確にした。
- A806—荷送人はいかにして危険物を含むその他の（n.o.s.）物品の副次危険性を決定しなければならないかという情報を提供し、またいかなる副次危険性も危険物申告書に記載されなければならないことを明確にした。
- A807—割り当てられた品目名はジシラン（Disilane）または他の自然発火性ガスに使用されてはならないことを明確にした。

5 — 包装 (Packing)

包装基準 (Packing Instructions)

PI 200およびPI 218 — シリンダーの圧力計算に関連する専門用語を理解しやすくするため修正された。

PI 361およびPI 364 — UN1308 Zirconium suspended in flammable liquidで包装等級ⅠおよびⅡのものは完成した包装物の総重量を最大75 Kgとする組み合わせ容器に制限するため修正された。

PI 459 — 少量のエネルギー値が高い物質のサンプルの包装規定が追加された。

PI 620およびPI 650 — 圧力差試験および温度範囲の条件をそれぞれ独立した要件とするため分離された。

PI 958 — 単一容器に加えて、組み合わせ容器の使用を導入するために変更が加えられた。

PI 966およびPI 969 — これらの包装基準の中に、1包装物に機器と共に入れることができる予備の単電池または組電池

の個数を明確にする文言が導入された。

6 — 容器の規格および性能試験 (Packaging Specifications and Performance Tests)

6.4.2 — 当該項は新ISO基準の参照を導入するため、およびISO基準が製造業者に適用となる期間および基準が使用されなくなる期日を明確にするため修正された。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

7.2.1 — 包装物上のGHSの絵表示の正確な適用に注意を喚起するため注が追加された。

7.2.2.3.2(a) — 危険性ラベルの規格が、枠線の太さが最少2 mmであるという要件を除去するため修正された。

7.2.2.3.2(c) — 新しい第9分類リチウム電池の危険性ラベルは分類番号“9”以外のいかなる文言も下半分に表示してはならないことを明確にした文章を追加した。

リチウム電池取扱いラベル — 以前7.2.4.7および図7.4.Hとして存在した規定はリチウム電池取扱いラベルが航空輸送では有効でなくなったので削除された。

8 — 書類の作成 (Documentation)

8.1.1および8.1.7 — これらの項には、危険物規則書第59版に記載された危険物申告書の書式が2024年12月31日まで有効であるということを確認するため注が追加された。これらの注は、危険物申告書の書式の図が分類または区分に関連する“subsidiary risk”を“subsidiary hazard”に代替するため修正されたので追加された。書式もまた、書類に署名する署名者の役職名 (title) と署名する場所 (place) という参照語句を削除するため修正された。

これらの要件は危険物規則書第58版で削除されていたが、これらの変更は書式を変更するための正当な理由となるのに十分重大であるとは考えられなかったため、書式は修正されていなかった。しかしながら、riskからhazardへの変更に伴い書式を変更することは適切であると考えられた。

8.1.9 — すべての危険物申告書の例が上記に説明した理由で修正された。

9 — 取扱い (Handling)

9.3.2.1.4 — 第3分類、UN3528に割り当てられるenginesまたはmachineryは主危険性または副次危険性が区分5.1の危険物との隔離を要求しないことを確認するため新規の規定が追加された。

9.3.4.3 — UN 3528またはUN 3529を貨物機のいかなる場所への搭載も許容するために、貨物機専用の危険物の搭載に係る接近可能要件 (Accessibility) から除外する追加の規定を含めた。

9.5.1.1.3 — 機長への書面による情報の必要情報として当該便の運航日の記載も要求するため修正された。

付録A (Appendix A) — 用語の解説において用語の定義に多くの変更がある。

付録B (Appendix B) — 付録B.2.2.4に新規のカーゴIMPコード、UN 3090、PI 968 section II — EBMおよびUN 3480、PI 965 section II — EBIが追加された。これら2つのIMPコードはSection IIのリチウム電池 (UN 3090およびUN 3490) と、今回それぞれELMとELIが割り当てられた、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたSection IIのリチウム電池 (UN 3091およびUN 3481) との区別を容易にする。

付録C (Appendix C) — 表C.1の自己反応性物質および表C.2の有機過酸化物のリストに修正がある。

付録D (Appendix D) — 当局の連絡先が最新のものとなった。

付録E (Appendix E) — 国連規格容器の販売業者リスト (E1) および容器の試験施設リスト (E2) に変更がなされた。

付録F (Appendix F) — 販売代理店 (F.2) およびIATA認定危険物教育訓練校 (F.3-F.5) およびIATA認定危険物教育訓練センター (F.6) のリストが修正された。

付録H (Appendix H) — 付録Hの1.5の内容は、能力に基づく教育訓練に対してICAOの危険物パネルで合意された危険物教育訓練の規定の変更を反映して修正された。現時点では、新規規定が2年間の経過期間付きで2021年1月1日発効として採択される予定である。付録Hはまた能力に基づく教育訓練用の広範囲なガイダンス資料を含んでいる。このガイダンス資料は原案であり、業界は適切な批評およびコメントを求められている。